

第四百四十五回 参議院農林水産委員会會議録第十五号

平成十一年五月十一日(火曜日) 午後零時三十分開会

委員の異動

五月六日 辞任 田 英夫君 補欠選任 村沢 牧君

入澤 肇君 阿曾田 清君

五月七日 辞任 益田 洋介君 補欠選任 木庭健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長 野間 昶君

理事 岩永 浩美君 三浦 一水君 和田 洋子君 須藤美也子君 谷本 巍君

委員 岸 宏一君 国井 正幸君 佐藤 昭郎君 中川 義雄君 長峯 基君 小川 敏夫君 郡司 彰君 風間 昶君 木庭健太郎君 大沢 辰美君 阿曾田 清君 石井 一二君

國務大臣 農林水産大臣 中川 昭一君

政府委員 水産庁長官 中須 勇雄君 事務局側 常任委員会専門員 鈴木 威男君

本日の會議に付した案件

○漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○傳統的養殖生産確保法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野間昶君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。 去る六日、田英夫君及び入澤肇君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君及び阿曾田清君が選任されました。

また、去る七日、益田洋介君が委員を辞任され、その補欠として木庭健太郎君が選任されました。

○委員長(野間昶君) 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案及び傳統的養殖生産確保法案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。中川農林水産大臣。

○國務大臣(中川昭一君) 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁船損害等補償法による漁船保険制度は、漁業者の相互救済の精神を基調として、漁船に関する不慮の事故による損害を補てんすることにより漁業者の経営安定を図る制度であり、これまで我が國漁業の発展に大きな役割を果たしてきたところでありま

現在、漁船保険制度は、近年の漁業形態の変化、海洋性レクリエーションの発展等に伴う漁業者の新しい保険ニーズに的確に対応することが求められております。

また、近年、漁船隻数が減少傾向で推移し、漁業者の経営状況が厳しさを増すなど、我が國漁業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、漁船保険制度はこれまで以上に効率的な事業運営を行うことが求められております。

この法律案は、このような状況を踏まえ、新たな保険制度の創設、漁船保険事業の再保険主体の変更等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁船保険団体による新たな保険事業の実施であります。

漁船保険団体が、冷凍運搬船等に積みかえられた漁獲物の損害をてん補する保険と、プレジャーボートによる漁船被害等をてん補する保険を新たに行うこととしております。

第二に、再保険主体の国から漁船保険中央会への変更であります。

保険事業の効率的・安定的運営を図るため、普通保険及び漁船積荷保険の再保険主体を変更することとしております。具体的には、再保険主体を国から漁船保険中央会に変更し、国は再々保険を行うこととしております。

このほか、漁船保険組合の定款のあり方の見直し、保険関係の成立要件の見直し等を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、この法律案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、傳統的養殖生産確保法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が國の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っております。また、国連海洋法条約の締結により、我が國沿岸域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことが国際的な責務となつていことから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、傳統的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっております。

しかしながら、近年、餌料の投与等により過度の硫化物や有機物が見られるなど、全国的に養殖漁場が悪化しております。このような養殖漁場の悪化は養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及び蔓延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものであります。

また、近年、我が國においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっております。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の悪化を確実に食い止めるとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病の蔓延を防止するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、傳統的な養殖生産の確保を図るための基本的な方向を明らかにする基本方針を策定することとしております。

第二に、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための計画制度を創設し、漁業協同組合等は養殖漁場の改善に関する計画を作成し、都

道府県知事の認定を受けることができることとし、その計画に従って漁業権行使規則の変更を行うおととする場合の手續を簡略化する等の措置を講ずることとしております。

第三に、国内における発生が確認されていない等の特定の養殖水産動物の伝染性疫病の蔓延を防止するため、都道府県知事は感染魚の移動制限等の措置を命ずることができることとしております。

第四に、都道府県知事は、養殖水産動物の伝染性疫病を予防するため必要があると認めるときは、都道府県の職員である魚類防疫員に立入検査等を行わせることができることとしております。以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。
○委員長(野間利君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十七分散会

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、漁船損害等補償法の一部を改正する法律案
- 一、持統的養殖生産確保法案

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に、「第八章 保険料の負担及び補助金の交付(第百二十九条―第百四十三条)」

第六章 保険料の負担及び補助金の交付(第百二十九条―第百四十三条)に改める。

第一条中「定め」の下に、「併せてこれを補充する措置を講じ」を加える。

第二条第二号中「漁船船主責任保険再保険事業及び漁船乗組船主責任保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業」に、「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に改め、同条第三号中「漁船船主責任保険再保険事業、前号の漁船船主責任保険再保険事業に係る再保険事業及び漁船積荷再保険事業」を「特殊保険再保険事業並びに前号の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業に係る再保険事業」に、「漁船船主責任保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第三条第五号中「以下同じ」を「第六章の二を除き、以下同じ」に改める。

第十五条第一項中「から定款」の下に「及び保険約款を加え、「当る」を「当たる」に、「定款作成委員」を「定款等作成委員」に、「且つ」を「かつ」に改め、「事項」の下に「及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」を加え、同条第二項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改める。

第十六条第一項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改め、「が定款」の下に「及び保険約款」を加え、同条第三項中「定款作成委員」を「定款等作成委員」に改め、「作成した定款」の下に「及び保険約款」を加え、同条第四項中「定款」の下に「及び保険約款」を加え、「但し」を「ただし」に、「規定」を「定款の規定」に改める。
第十七条中「定款」の下に、「保険約款」を加える。

第十八条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれにも」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「定款」の下に、「保険約款」を加える。

「基いて」を「基づいて」に改め、同項第二号中「定款」の下に、「保険約款」を加える。

第二十一条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第二章第二節同条の次に次の一条を加える。
(保険約款)

第二十一条の二 組合は、保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 漁船保険の保険の目的
- 二 漁船保険事業等の細目に関する事項
- 三 保険金額に関する事項
- 四 保険料率に関する事項
- 五 保険責任に関する事項
- 六 漁船保険事業等の実施の方法に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

農林水産大臣は、模範保険約款例を定めることができる。

第二十三条中「定款」を「保険約款」に改める。

第三十一条の二第一項中「定款」の下に、「保険約款」を加える。

第三十八条第一項中「定款」の下に「及び保険約款」を加える。

第四十条第二項中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「定款」の下に「若しくは保険約款」を加える。

第四十二条中「左の事項」を「次の事項」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 保険約款の変更
第四十四条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。
(保険約款の変更)

第四十四条の二 保険約款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第十八条の規定を準用する。

農林水産大臣は、特殊保険の保険料率についての保険約款の変更を命ずることができる。

前項の規定による保険約款変更の命令があつた場合には、第四十二条並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、保険約款変更の効力を生ずるものとする。

第五十一条第一項中「漁船保険等」を「漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主責任保険及び漁船積荷再保険(以下「漁船保険等」という。）」に改める。

第五十五条第一項中「定款」の下に「及び保険約款」を加える。

第六十三条第二項第一号中「第十三号及び第十四号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第八十五条中「基いて」を「基づいて」に改め、「定款」の下に「若しくは保険約款」を加え、「疑を」を「疑い」に改める。

第八十六条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「若しくは定款」を「又は定款若しくは保険約款」に、「定款の変更」を「定款又は保険約款の変更」に改める。

第八十九条を次のように改める。
(保険関係の成立)

第八十九条 保険関係は、組合員又は組合員たる資格を有する者が保険約款で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

第九十三条を削り、第九十二条を第九十三条とし、第九十一条を第九十二条とし、第九十条の次に次の一条を加える。
(保険料の支払)

第九十一条 組合との間に保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料(保険約款の定めるところに従い、保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を支払わなければならない。

第九十一条 組合との間に保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料(保険約款の定めるところに従い、保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を支払わなければならない。

漁船船主責任保険に係る再保険、漁船乗組船主保
険に係る再保険及び漁船積荷再保険に改める。

「第五章 政府の特殊保険再保険事業等」を「第
五章 政府の特殊保険再保険事業等」に改める。

第百三十八条の十二中「漁船積荷再保険事業及び漁船
積荷再保険事業」を「特殊保険事業」とし、「漁船船主責
任保険再保険事業」を「普通保険再保険事業」とし、漁船
船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険再保険
事業に改める。

第百三十八条の十三第一項中「漁船保険又は漁
船積荷再保険」を「特殊保険」に改め、同条第二項中
「漁船船主責任保険」を「普通保険（満期保険の
満期による支払に係る部分を除く。以下この項に
おいて同じ。）」と改め、漁船船主責任保険（政令で定める
てん補区分を除く。以下この項において同じ。）」又は
漁船積荷再保険に、「政令で定めるてん補区分を
除き、てん補区分ごと」を「これらの保険（これ
らのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補
区分ごと）」に、「属する漁船船主責任保険」を
「属する普通保険、漁船船主責任保険又は漁船積
荷再保険」に改め、「漁船船主責任再保険再保険事業」
を「普通保険再保険事業、漁船船主責任再保険再保
險事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改める。
第百三十八条の十四第一項中「普通損害保険、
特殊保険及び漁船積荷再保険」を「特殊保険」に改
め、同条第二項を次のように改める。

2 普通保険再保険事業、漁船船主責任再保険再保
險事業及び漁船積荷再保険再保険事業に係る再保
険金額は、これらの再保険事業に係る保険（こ
れらのうち、漁船船主責任再保険にあつては、て
ん補区分ごと）に、同一年度再保険関係に係る
中央会の再保険金額の合計額のうち、政令の定
めるところにより中央会の再保険責任に係る危
険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法
により算定される金額（以下、中央会責任再保
険金額という。）を超える部分の金額とする。
第百三十八条の十四第三項を削る。
第百三十八条の十五を次のように改める。

（再保険料率）
第百三十八条の十五 特殊保険に係る再保険料率
は、組合の保険約款で定められた特殊保険の保
険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同
率とする。

2 普通保険再保険事業、漁船船主責任再保険再保
險事業及び漁船積荷再保険再保険事業に係る再保
険料率は、これらの再保険事業に係る保険（こ
れらのうち、漁船船主責任再保険にあつては、て
ん補区分ごと）に、政府の再保険責任に係る危
険に対応するものとして農林水産大臣の定める
ところにより算定される率とする。

第百三十八条の十六の見出しを（再保険料の払
戻し）に改め、同条第一項中（第百三十三條の十六
第三項及び第百二十六條の六において準用する場
合を含む。）、第百三十三條の十六第六項若しくは第
二項又は第百二十六條の四第四項において準用す
る第百二十條第三項を削り、「組合員」の下に
「特殊保険」を加え、「又は払戻金の支払」を削
り、同条第二項中、「漁船船主責任再保険に係る再
保険につき」を削る。

第百三十八條の十八各号を次のように改める。
一 特殊保険に係るものにあつては、組合が支
払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金
額に対する割合を乗じて得た金額
二 普通保険再保険事業、漁船船主責任再保険再
保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業に係る
ものにあつては、これらの再保険事業に係る
保険（これらうち、漁船船主責任再保険にあ
つては、てん補区分ごと）に、中央会が同一
年度再保険関係につき支払うべき再保険金の
合計額のうち、当該同一年度再保険関係に係
る中央会責任再保険金額を超える部分の金
額に相当する金額

第百三十八條の十九第一項中「漁船保険若しく
は漁船積荷再保険の保険関係又は漁船船主責任保
険を、特殊保険の保険関係又は普通保険、漁船船
主責任再保険若しくは漁船積荷再保険」に改め、同条
第二項中「漁船保険又は漁船積荷再保険」を「特殊保

険」に改め、同条第三項中「漁船船主責任再保険再保
險事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保
險再保険事業又は漁船積荷再保険再保険事業」に改
める。

第百三十八條の二十第一項中「権利」の下に（特
殊保険に係るものに限る。）を加え、同条第四項
中「及び第百二十六條の六を削り、「権利」の下に
「特殊保険に係るものに限る。」を加える。
第百三十八條の二十一第一項中「てん補区分ご
と」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任再保
險再保険事業及び漁船積荷再保険再保険事業のそれぞ
れの再保険事業に係る保険（これらうち、漁船
船主責任再保険にあつては、てん補区分ごと）」に
改め、「係る同一年度再保険関係につき」の下に
「第百三十八條の十の二第三項若しくは第四項の
規定又は」を加える。

第百三十八條の二十二中「漁船保険再保険事業
等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。
第百三十八條の二十三中「漁船保険再保険事業
等」を「特殊保険再保険事業等」に、「漁船保険を
「特殊保険」に、「定款」とあるのは「定款若しくは
再保険約款」を、「保険約款」とあるのは「保険約款
若しくは再保険約款」に改める。

第百三十九條第一項第一号中「第百三十八條の
十五第一項第一号を、第百三十八條の五第一項第
一号」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 国庫は、対象漁船に係る漁船船主責任再保険に
ついて、組合員が支払うべき当該再保険の純保険
料のうち、第百三十八條の十三第二項の政令で
定めるとん補区分を除くてん補区分に係る対象
漁船の保険金額に当該再保険に係る当該てん補区
分に係る漁船船主責任再保険の純保険料率（第百
二十一條の規定により読み替えられた同条にお
いて準用する第百三十三條の四第二号に規定する
漁船船主責任再保険の純保険料率をいう。）を乗じ
て得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従
い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じ
て得た額に相当する額を負担する。

第百四十三條（見出しを含む。）中「漁船保険再保
險事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。
第六章の次に次の一章を加える。
第八章の二 雑則
（任意保険事業）
第百四十三條の二 組合は、漁船保険事業等のほ
か、その実施に支障のない限りにおいて、任意
保険事業を行うことができる。
（任意保険の定義）
第百四十三條の三 この法律において「任意保険」
とは、次に掲げる損害をてん補する保険であつ
て、この法律により行うものをいう。
一 漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場
から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅
失、流失、損傷その他の事故により生じた損
害
二 漁船の航行する水域においてスポーツ又は
レクリエーションの用に供する小型の船舶
（政令で定めるものに限る。）の所有者又は使
用者（所有権以外の権原に基づき船舶を使用
する者をいう。以下この章において同じ。）の
当該船舶の運航に伴つて生じた次に掲げる損
害
イ 漁船その他の船舶又はその積荷の損害そ
の他省令で定める損害につき自己の賠償責
任に基づき賠償することによる損害
ロ 当該船舶又はその乗組員の捜索又は救助
に要した費用（捜索又は救助を行う漁船そ
の他の船舶の運航に伴つて生じたものに限
る。）で当該船舶の所有者又は使用者が負担
しなければならないものを負担することに
よる損害
（任意保険事業に係る保険約款）
第百四十三條の四 組合が任意保険事業を行う場
合には、任意保険事業に係る保険約款をもつ
て、次に掲げる事項を規定しなければならない
一 任意保険事業の細目に関する事項
二 任意保険事業の保険金額に関する事項
三 任意保険事業の保険料率に関する事項

持続的養殖生産確保法案
持続的養殖生産確保法

(目的)

第一条 この法律は、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「養殖漁場の改善」とは、餌料の投与等により生ずる物質のため養殖水産動物の生育に支障が生じ、又は生ずるおそれのある養殖漁場において、これらの物質の発生を減少又は水底へのたい積の防止を図り、並びに養殖水産動物の伝染性疾病の発生及びまん延を助長する要因の除去又はその影響の緩和を図ることにより、養殖漁場を養殖水産動物の生育に適する状態に回復し、又は維持することをいう。

2 この法律において「特定疾病」とは、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動物の伝染性疾病であつて、まん延した場合に養殖水産動物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「持続的養殖生産の確保」とは、養殖漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図り、あわせて特定疾病のまん延を防止し、長期的に安定した養殖生産の維持又は増大を可能とすることをいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、持続的養殖生産の確保を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 養殖漁場の改善の目標に関する事項
- 二 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防

止を図るための措置並びにこれに必要な施設の整備に関する事項

三 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るための体制の整備に関する事項

四 その他養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(漁場改善計画の認定)

第四条 漁業協同組合その他の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する区画漁業権(これを目的とする入漁権を含む。)を有する者(以下「漁業協同組合等」という。)は、基本方針に基づいて持続的養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画(以下「漁場改善計画」という。)を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事(漁場改善計画の対象となる水域が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合にあっては、当該水域を最も広くその管轄する水域を含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に漁業法第三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う養殖漁場が含まれる場合にあっては、農林水産大臣。以下この条及び次条において同じ。)の認定を受けることができる。

2 漁場改善計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 対象となる水域及び養殖水産動物の種類
- 二 養殖漁場の改善の目標
- 三 養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期
- 四 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及

び体制の整備

5 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 漁場改善計画の内容が基本方針に適合するものであること。
- 二 漁場改善計画の内容が前項第二号に掲げる目標を確実に達成するために適切であること。
- 三 漁場改善計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他の関係法令に違反するものでないこと。

4 都道府県知事は、他の都道府県知事が管轄する水域を含む漁場改善計画を認定するに当たっては、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

(漁場改善計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等(以下「認定漁業協同組合等」という。)は、当該認定に係る漁場改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定漁業協同組合等が前条第一項の認定に係る漁場改善計画(前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定漁場改善計画」という。)に従って養殖漁場の改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(水産業協同組合法の特例)

第六条 認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合が、認定漁場改善計画の内容を遵守させるために、総会(総代会を含む。)で、第四条第二項第三号に掲げる事項の内容に適合するように行う漁業権行使規則又は入漁権行使規則(漁業法第八条第一項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則をいう。)の変更(同項に規定する漁業を営

む権利を有する者の資格に関する事項の変更を除く。次項において同じ。)の議決を行おうとする場合において、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する組合員(以下「特定組合員」という。)の三分の二以上の書面による同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五十条(同法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第五十条の規定による議決によることを要しないものとする。

2 認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合連合会が、認定漁場改善計画の内容を遵守させるために、総会(総代会を含む。)で、第四条第二項第三号に掲げる事項の内容に適合するように行う前項に規定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更の議決を行おうとする場合において、特定組合員を直接又は間接の構成員とする組合員たる漁業協同組合(以下「特定組合員所属組合」という。)のすべての同意を農林水産省令で定めるところにより得ているときは、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十一条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第九十二条第三項において準用する場合にかかわらず、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十一条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による議決によることを要しないものとする。

3 第一項の規定は、認定漁場改善計画を作成した漁業協同組合連合会の特定組合員所属組合について準用する。

(勧告等)

第七条 都道府県知事(漁業法第三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、農林水産大臣。以下「同じ。は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該

漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業法第三十四条第一項又は第三項の規定による養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により漁業法第三十四条第三項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会(同法第八条第三項に規定する内水面における養殖業については、内水面漁場管理委員会)の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同法第三十四条第二項及び第三十七條第四項の規定を準用する。

(特定疾病のまん延の防止)

第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。

一 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動物植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動物植物の移動を制限し、又は禁止すること。

二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動物植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動物植物の焼却又は埋却を命ずること。

三 特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他農林水産省令で定める物品を所有し、又は管理する

者に対し、その消毒を命ずること。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令につき、農林水産省令で定める手続に従い、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

3 第一項の規定による命令については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(損失の補償)

第九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、その命令により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けようとする者は、都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、都道府県(漁業法第二百二十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、国、以下同じ)を被告とする。

(立入検査等)

第十条 都道府県知事は、養殖水産動物植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動物植物の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動物植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動物植物その他の物を集取させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第十一条 都道府県知事は、養殖水産動物植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、養殖水産動物植物を所有し、又は管理する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(特定疾病等の発生の届出)

第十二条 都道府県知事は、特定疾病又は新疾病(既に知られていない伝染性疾病とその病状が明らかに異なる養殖水産動物植物の疾病をいう。以下同じ)が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(魚類防疫員及び魚類防疫協力員)

第十三条 都道府県知事は、第十条の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち養殖水産動物植物の伝染性疾病の予防に係るものを行わせるため、その職員のうちから、魚類防疫員を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、養殖水産動物植物の伝染性疾病を委嘱することができる。

3 魚類防疫協力員は、養殖水産動物植物の伝染性疾病の予防に関する事項につき、都道府県の施策に協力して、養殖をする者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の民間の活動を行う。

(試験研究等の推進)

第十四条 農林水産大臣は、第十二条の規定による届出を受けた新疾病その他の養殖水産動物植物の伝染性疾病の予防のために必要な試験研究及び情報収集を行うよう努めなければならない。

(指導及び助言)
第十五条 都道府県知事は、基本方針に即し、漁

業協同組合等その他養殖をする者に対し、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(罰則)

第十七条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第八条第一項第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項第三号の規定による命令に違反した者

二 第十条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条から第十三条まで及び第十七条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料自給率の引上げ等に関する請願(第一五五四号)

一、新たな畜産・酪農政策に関する請願(第一五九七号)

一、食料・農業・農村基本法の制定に関する請願(第一五九八号)

一、農・林・漁業の振興策拡充に関する請願(第一六〇〇号)

第一五五四号 平成十一年四月十六日受理

食料自給率の引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県本庄市下野堂二六一 矢島

孝一 外百八十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二二六号と同じである。

第一五九七号 平成十一年四月二十日受理

新たな畜産・酪農政策に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一四七一号と同じである。

第一五九八号 平成十一年四月二十日受理

食料・農業・農村基本法の制定に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一四七一号と同じである。

第一六〇〇号 平成十一年四月二十日受理

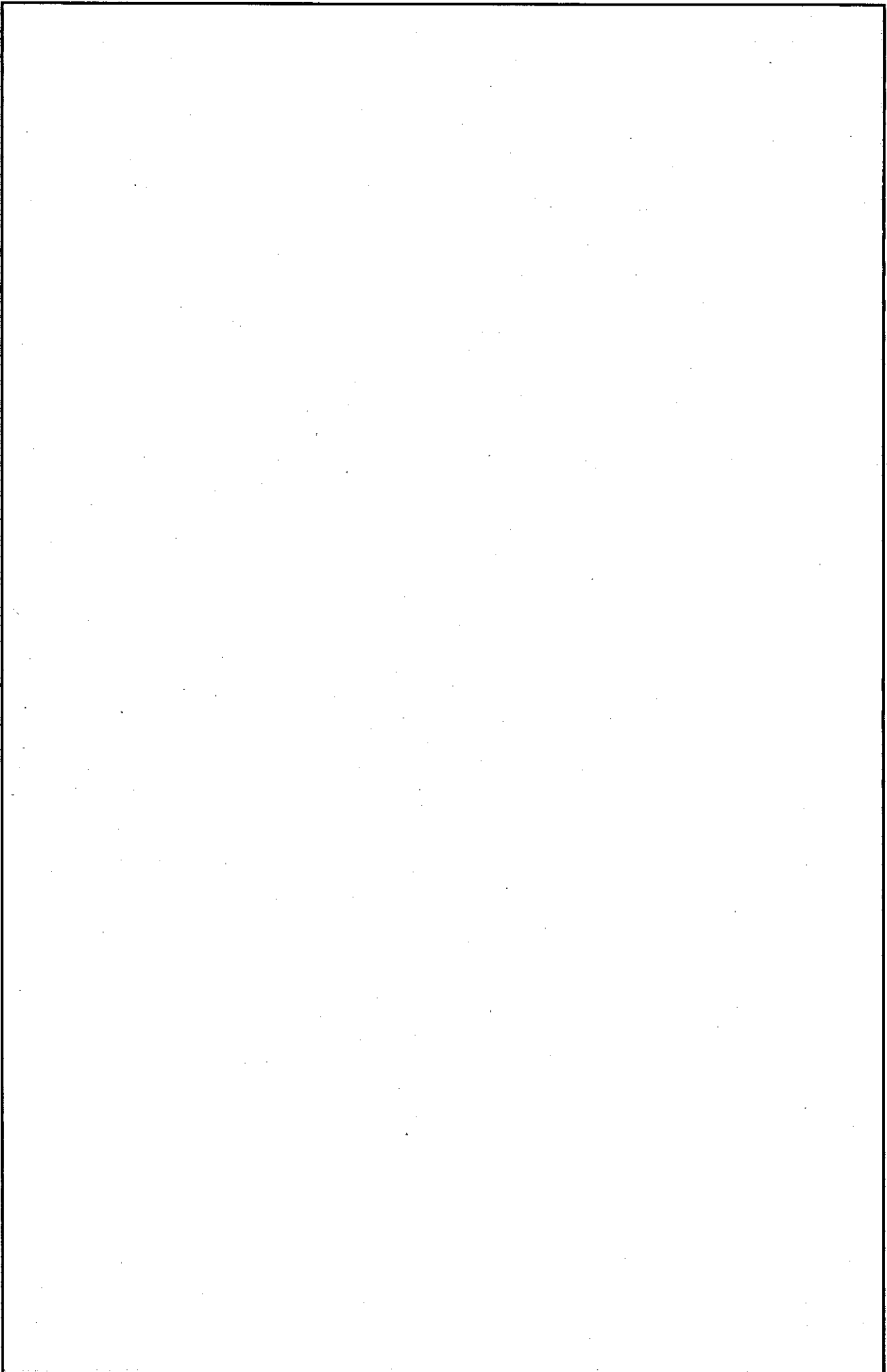
農・林・漁業の振興策拡充に関する請願

請願者 静岡県御殿場市上小林一、〇一〇

ノ一 勝又裕志 外二十四名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一〇七一号と同じである。



平成十一年五月十七日印刷

平成十一年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B